

議案第 4 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

地方公務員法の一部改正に伴い、定年を60歳から65歳に引き上げること、60歳を超える職員の給与の特例等に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部改正及び廃止を行おうとするものであります。